

平成26年度第2回高知県入札・契約監視委員会 議事概要

開催日時	平成27年2月19日（木）午前10時から正午まで	
開催場所	高知県高知市丸ノ内二丁目1番10号 高知城ホール 2階 中会議室	
出席者	委員会	高知県
	甫喜本委員長 近藤委員 坂田委員 村瀬委員 山本委員 渡邊委員	奥谷土木部長 田所土木部副部長（総括） 吉村土木技術監兼建設検査長 今西建設管理課長
議題	1 開会 2 議事 （1）平成27年度入札・契約制度改正について （意見等については別紙のとおり） （2）抽出案件審議の方法について 最初の選定委員として渡邊委員が選任される。 （3）コンプライアンスの取り組みについて （意見等については別紙のとおり） （4）談合情報等対応マニュアルの運用について 3 その他 ・平成27年度委員会開催予定等 4 閉会	

意見・質問	回答
<p>(1) 平成27年度入札・契約制度改正について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度の入札・契約制度の改正について、これらの制度を導入した目的を教えてください。 ・不適格業者の排除に効果があると実感しているのか ・総合評価方式と価格競争方式では、落札の状況も変わってくるのではないかと。総合評価方式と価格競争方式で落札状況に大きな違いは見られるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手3法の改正の中で入札の中で不適格業者、例えば、積算、内訳書も作成できないような業者については、公共工事の入札から排除していくという考え方である。 ・業者との意見交換の中で一定効果があると聞いているが、中小建設業者への配慮も考えていかななくてはならない。配慮としては、工事費内訳書であれば、請負対象金額500万円未満の工事については、簡易な工事費内訳書とし、記載に不備があったとしても失格とはしない等の経過措置を考えている。また、法人格はあるが、社会保険等未加入の業者もいるので、県工事の一次下請に入る場合には、社会保険等に入るよう来年度の上半期に周知していく。 ・総合評価方式と価格競争方式とでは、応札者数が異なる。総合評価方式の方が価格競争方式よりも応札者数が若干少ない。
<p>(3) コンプライアンスの取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料3の1の(5)では、コンプライアンスに関する相談窓口への相談件数が8件となっているが、詳しく教えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これは高知県建設業協会が設けているコンプライアンスの相談窓口の上期の相談件数である。相談の内容については、建設業法上のこと等いろいろなものがある。当該窓口は平成25年度から設置されているが、平成25年度は年間を通して20件程度だったが、平成26年度からは少し落ち着いている。 ・仁淀川の工事について、ある会社が協力金を得たという話が新聞報道であった。そういうことも踏まえて、平成27年度からは、コンプライアンス研修や説明会の中で、建設業者に対して、不当要求に対して毅然とした態度で拒絶するよう伝えていきたい。

意見・質問	回答
<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県と委員との間にも情報の非対称性がある。発注者が分かっているにもかかわらず、私は分からないこともある。2つの種類の情報の非対称性がある時に、県は企業の情報を取得したらいいのか、委員会としてどこまで情報を共有したらいいのかということ、なかなか難しい問題だと思うが考えていく必要がある。我々として知っておくべきことは知らないといけないと思う。そういう意味で、一般競争入札の総合評価方式と価格競争方式の内訳であるとか、あるいは、不調・不落の内訳とその状況や理由など基本的なことを我々の中で共有していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札・契約監視委員会で話をする前に、建設業の置かれた状況、発注の状況、地域ごとの状況等があると分かりやすいと思う。発注状況については、西日本建設業保証株式会社のデータがあるので、国や市町村の発注を含めた高知県内の状況は一定分かる。次回の委員会で高知県の建設業の状況等について説明したい。